PRESS RELEASE



報道機関 各位

令和6年4月18日配信

「災害時返却カーリース」導入について

本市では令和6年4月、一般社団法人日本カーシェアリング協会が実施する「災害時返却カーリース」により公用車(軽トラック)を一台導入しました。

このカーリースは、平時は公用車として幅広い目的で利用することができ、災害時には車を返却し被災地支援活動に利用する仕組みのカーリースとなります。

この度、下記のとおり本カーリース導入に関する記者会見を行うことになりましたので、ぜひ取材・報道等でのご協力をよろしくお願いいたします。

(別紙、一般社団法人日本カーシェアリング協会からの取材案内も合わせてご覧ください。)

記

期 日 令和6年4月26日(金) 11:00 ~

場 所 嬉野市役所 塩田庁舎 3階 3-2会議室



くお問い合わせ>

嬉野市役所 行政経営部 財政課 担当 馬場・尾﨑(資産管理G) TaO954-66-9114



出水期を前に、車の被災で困らない具体的な仕組みづくり

嬉野市に「災害時返却カーリース」を導入していただきました

(記者会見を開催します)

一般社団法人日本カーシェアリング協会(宮城県石巻市 代表理事:吉澤武彦 以下、協会)が実施する災害時に被災地で車不足が陥る問題を解決するためのカーリース、「災害時返却カーリース」を令和 6 年 4 月より嬉野市に導入していただくことになりました。

協会は、東日本大震災で大きな被害を受けた宮城県石巻市で 2011 年に設立された非営利団体で、現在全国から寄付いただいた約車 600 台の車で全国の災害支援などの社会貢献活動を行っています。また、令和 2 年に佐賀県武雄市に九州支部を設立し、九州で起きる災害にも対応してきました。

この度、嬉野市に公用車として災害時返却カーリースを導入いただくことになりました。毎年のように大規模水害が発生し、市民の車の被災に加え、公用車も被災することで、被災地の復旧、復興に支障がでています。そういった状況を解消したいという協会の思いに共感いただき、本カーリースを導入いただく運びとなりました。

下記の日時で嬉野市と合同で災害時返却カーリース導入に関する記者会見をさせていただきますので、取材のご協力をお願いいたします。

<会見概要>

日時:4月26日(金) 11時00分~ ※15分程度の説明+質疑

場所:嬉野市役所 塩田庁舎 3階 3-2会議室

(住所:佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769)

参加者: 嬉野市長 村上大祐様 日本カーシェアリング協会 石渡賢大事業部長

内容:災害時返却カーリースの内容や導入に向けた経緯や意義について説明。写真撮影。

〈災害時返却カーリース概要〉

平時は月額 11,000 円(税込、軽自動車の価格)と安く車を使えるが、災害発生時は協会の要請に基づき 10 日以内にリース車両を返却するお約束付きのカーリース。災害発生時、被災地に迅速に車を集めるために 2020 年より開始した。 (詳細は別紙のチラシをご参照ください)

— 問い合わせ先 —

一般社団法人日本カーシェアリング協会 担当 :石渡本部 宮城県石巻市駅前北通り1-5-23

九州支部 佐賀県武雄市東川登町大字永野 6766-1

TEL: 0225-22-1453 FAX: 0225-24-8601 E-mail: info@japan-csa.org

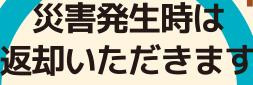
HP: https://www.japan-csa.org/担当者携带 080-9639-4570(石渡)



災害時には支援車に!災害時返却カーリース



より詳しい内容を 動画でご紹介して います。 災害が起こった時に車を お返しいただくことで 被災地支援にもなる 日本初のカーリースです!



(車を支援活動に使用します)

※被災地から近い地域・ニーズの高い 車から順に返却の要請をさせていただ きます。車が十分に確保できている場 合は返却の要請は行いません。







※軽自動車の価格。 車検代・自動車税込 初期費用不要 事故時を除き修理費用の負担なし





ホームページ



日本カーシェアリンク協会
Japan Car Sharing Association

石巻本部

宮城県石巻市駅前北通り1丁目5-23

九州支部

佐賀県武雄市東川登町大字永野 6766-1

TEL: 0225-22-1453

FAX: 0225-24-8601

メール: info@japan-csa.org



災害時返却 カーリース って?

通常時は安く車を使うことができますが、自然災害発生時に協会からの返却要請があった場合は10日以内に車を返却するお約束のカーリースです。災害時に車を失った方に貸し出す車を早く集めることを目的としています。災害で車を被災した方は大変困った状況に陥ります。災害時返却カーリースはそのような方を助けるためにできたサービスです。



平常時は 月額 11,000 円 (税込) で自由に使用可能





(車を協会の無償貸出支援に活用します)

※被災地から近い地域・ニーズの高い車から順に返却の 要請をさせていただきます。車が十分に確保できてい る場合は返却の要請は行いません。



軽自動車 月々 11,000 円 (税込) 小型車 月々 16,500 円 (税込)

※小型車は貸出が難しい地域がございます。登録時、返却時の手数料無料。車検代、税金、自賠責保険料込。任意自動車保険の付保必須。





全て寄付いただいた中古車です。ボンネットに協会のロゴステッカーが貼ってあります。傷や凹みがある車もありますが、しっかりとメンテナンスされています。全車禁煙です。

万が一不具合が発生した場合は協会の負担で車両の 修理を行います。ただし、一定金額を超える整備費 が発生した場合、車両交換で対応をさせていただき ます。

- ※別料金が発生しますが、ステッカー無の車両を選ぶことも可能です。
- ※修理費負担のサービスについては、財源の都合により終了する可能性があります。その場合はご利用者の皆様に通知します。



災害発生時に当会から要請させていただいてから、10 日以内に車を返却することが条件です。返却をもって契約は解約となり、それ以降のリース料は発生しません(リース料は月割で発生するため、日割り計算でのリース料の返金はできません)。



- ・協会からの返却要請時、10 日以内にご返却いただけない場合、10 万円の違約金が発生します。
- ・事故により車両全損となった場合、リース残期間 の全額が違約金として発生します。
- ・契約期間中、自己都合で解約された場合、最大 6 カ月分のリース料金が違約金として発生します。
- ※満期月での解約の場合、違約金は発生致しません。

支援団体プランも

支援団体はさらにお得!

災害現場で支援活動を行う団体は、その間リース料金が一定期間無料になる 特別応援プランがあります。詳細はス タッフまでお問い合わせください。



災害発生時、当会で被災地での支援を行うことが決まった場合、当会から契約者様に返却の要請を行います。



要請後 10 日以内に貸出時の場所まで車を返却いただきます。返却をもって、カーリース契約は解約となります。



返却された車は速やかに協会名義に名義変更を行ったう えで、無償貸出支援活動に活用します。協会の支援が終 了した後、再契約することもできます。



書面にてお申込いただいた後、名義変更に必要な 書類を送付いたします。



書類をいただいた後、協会にて名義変更の手続き を実施します。



名義変更完了後、任意保険の付保を進めていただき、手続き完了が確認できた後に納車となります。 ※貸出の場所は原則当会の事務所がある場所になります。



日本カーシェアリング協会は東日本大震災後に宮城県石巻市にできた非営利組織です。寄付車を利用して地域づくりや、生活支援、災害支援活動等の社会貢献活動を行っています。災害支援活動は被災された方・支援団体に一定期間無料で車を貸し出す支援を行っています。